

県産材建築ビルダー登録制度 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県産材建築ビルダーの登録に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 県産材建築ビルダーとは、いしかわ森林環境税を活用した県産材利用促進の趣旨に賛同のうえ、県産材の利用促進に努める旨を宣誓し、県による登録を受けた者とする。

(宣誓の実施)

第3条 前条に掲げる宣誓を行おうとする者は、別記様式第1号による宣誓書を知事に提出するものとする。

(事業者の登録・公表)

第4条 知事は、前条の宣誓があった場合、別記様式第2号により、宣誓者を「県産材建築ビルダー」として登録するとともに、県のホームページ等において、県産材建築ビルダーの名称等を広く公表するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 県産材建築ビルダーは、登録内容に変更が生じた場合は、別記様式第3号による登録内容変更届出書を県に提出するものとする。

県は、変更届出書の提出があった場合は、県のホームページ等における公表内容を変更するものとする。

(登録の取り消し)

第6条 知事は、県産材建築ビルダーが宣誓の内容を遵守しない場合は、調査の上、登録を取り消すことができる。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から適用する。なお、令和4年3月31日までに県産材住宅ビルダーとして登録された者については、県産材建築ビルダーの登録者として扱うこととする。

県産材建築ビルダーの登録に係る宣誓書

【いしかわ森林環境税を活用した県産材利用促進の趣旨】

森林は、水源のかん養や山地災害の防止など、県民の暮らしに欠くことのできない公益的機能を有しています。

県では、県産材の利用促進に努め、森林所有者の経営意欲を向上させ、手入れ不足人工林の発生を未然に防ぎ、森林の持つ公益的機能の維持増進を図ります。

私(当社)は、上記の趣旨に賛同し、県産材の利用促進に努めることを宣誓いたします。

また、県による県産材建築ビルダーの登録及び県ホームページ等における登録内容の公表に同意いたします。

〒 (所在地)

(名称)

(代表者職氏名)

(電話番号)

(メールアドレス)

登録業種分類 : 建築 ・ 造園 ・ 設計

(主となる業種を選択ください)

※添付資料として、県産材使用事例の写真を、使用部位の記載と併せてご提出ください。

※公表を希望しない項目につきましては、チェックボックスに☑を記入してください。

別記様式第2号

県産材建築ビルダー 登録通知書

森 管 第 号
年 月 日

(名称)
(代表者氏名) 様

石川県知事

貴社より提出のあった宣誓書については、これを受理し、県産材建築ビルダー登録制度実施要領第4条に基づき、「県産材建築ビルダー」として登録します。

今後、登録内容に変更があった場合は、速やかに届出を行ってください。

県産材建築ビルダー登録内容変更届出書

年 月 日

森林管理課長 様

〒
住所（所在地）
名称
代表者職氏名
電話番号

「県産材建築ビルダー」の登録内容について、以下のとおり変更が生じたので、実施要領第5条に基づき、登録内容変更届出書を提出します。

	変更前	変更後
住所（所在地）		
名称		
代表者職氏名		
電話番号		
メールアドレス		